

氏名(本籍)	中 ^{なか} 村 ^{むら} 玲 ^{れい} (東京都)
学位の種類	博士(芸術学)
学位記番号	博甲第5800号
学位授与年月日	平成23年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	小野通女の画業に関する研究 - 秀吉・家康の肖像画制作を中心に -
主査	筑波大学准教授 Dr. Phil 長田年弘
副査	筑波大学教授 博士(芸術学) 森岡隆
副査	筑波大学教授 博士(芸術学) 守屋正彦
副査	筑波大学准教授 博士(文学) 山澤学

論文の内容の要旨

(目的)

本論は、近世初期、とりわけ慶長期(1596 - 1615)に活躍した小野通女(永禄10年(1567)または11年(1568) - 寛永8年(1631))という女性画家を取り上げるものである。通女が活動した当時の公家による日記や、江戸時代における文献などから判断すると、通女は絵画や書に才能を発揮し、世に認められていた女性であったと考えられる。本論では小野通女という近世初期の女性画家を、絵画史においてより明確に位置づけることを目的とする。

(対象と方法)

これまでに、畠山箕山『色道大鏡八 音曲部』(延宝6年(1678))をはじめとした、江戸時代の随筆等に見られる通女に関する記述を挙げた。江戸後期に刊行された画史の中には通女の絵画に触れるものがあるが、その記載は断片的で、伝聞を記載したものか確証を得た内容ではなかった。明治期以降の先行研究では、美術史、歴史学、書道史などの分野から論じられているが、伝歴については、江戸期の随筆等に拠っており、新たな見解は出されていない。また、通女の絵画作品についても詳しく言及されていない。そのため、通女の娘である圓子(? - 1679)の息子・真田信就を初代とする、真田勘解由家に伝わる過去帳や系譜、通女筆の《金葉和歌集写本》の年記、寛永18年(1641)に圓子が大徳寺に受戒した際、同寺169世・天祐紹果(1586 - 1666)により書かれた頌・《天室》を同時代の記録資料とし、通女の伝歴を述べ、これをもとに調査した絵画資料について、画題を整理して、第1章「小野通女の伝歴とその解釈」を行い、第2章では公家・近衛信尹(1565 - 1614)や後陽成天皇の影響が明らかである「人麿図」、「天神図」、「達磨図」、「布袋図」を取り上げ、「絵画及び記録に見られる通女と公家との交流」について論じ、第3章では大徳寺と関連する「靈照女図」を11点確認していることから、「通女筆「靈照女図」及び大徳寺と通女のかかわりについて」考察し、第4章では「伝通女筆 金戒光明寺本《豊臣秀吉像》について」を通して通女と同家とのかかわりについても考察した。第5章では「伝通女筆 大養寺本《徳川家康像》について」論じ、大養寺本「徳川家康像」が通女によって描かれたことを示し、通女の描いた家康像の意義について言及している。

(結果)

小野通女は、江戸時代の草創期とも言える時期に、親族に画家のいない状況ながら公家に学び、才能を見出され、画業を行った。各章を通して、通女は、桃山時代の京都における王朝文化の復興や、大徳寺の繁栄の一翼を担い、秀吉、家康という天下人にも仕え、江戸期に入っても日本美術史上に確かな足跡を残したと言える。とりわけ、「徳川家康像」においては、徳川幕府や狩野派にまで影響を与えた極めて重要な人物であったと見なされ、権力者と私的な関係を結ぶことができ、彼らと深いかかわりを持った女性画家の先駆的存在として、近世絵画史上重要な意義を持つと考えられる。

(考察)

本研究では、通女の活動を考察することにより、中世から近世にかけての転換期における女性画家の活動の在り方を絵画資料を通して解釈している。第1章「小野通女の伝歴とその解釈」では、真田勘解由家に伝わる過去帳や系譜、通女筆の《金葉和歌集写本》の年記、寛永18年(1641)に圓子が大徳寺に受戒した際、同寺169世・天祐紹臯(1586 - 1666)により書かれた頌・《天室》を同時代の記録資料とし、通女の伝歴を述べ、通女の作例の年記や、彼女と交流のあった人物による日記や書簡などから、彼女の活動を編年的に示した。また、これまでに確認した伝小野通女筆という作品を含めた25点の通女の絵画作品を挙げ、それらの図様を詳細に述べ、他の作例との比較検討を行った。さらに、絵画及び書作品における制作年が判明する作例、落款が記される作例、印章のみが残る作例に大別してその特徴を述べた。

第2章「絵画及び記録に見られる通女と公家との交流」では、通女の和歌を伴う絵画について、後陽成天皇(1571 - 1617)に仕え、天皇と公私共に非常に近い関係にあった公家・近衛信尹(1565 - 1614)や後陽成天皇の影響が明らかである「人麿図」、「天神図」、「達磨図」、「布袋図」を挙げた。さらに、その影響を踏まえ、後陽成天皇の周辺で活動し、信尹とも交流した公家・西洞院時慶、明経博士で後陽成天皇(後陽成院)に仕えた舟橋秀賢らとのかかわりが看取されることを指摘した。

第3章「通女筆「靈照女図」及び大徳寺と通女のかかわりについて」では、まず、室町時代の画僧・圭吡齋筆の作例に関する獅崎庵氏の論考(『國華』321号、大正6年(1917)2月)をはじめとする「靈照女図」についての先行研究を挙げた。次に、同図の成立及び日本への伝来について述べ、室町初期の画僧・吉山明兆による半身像のものに始まる、日本における室町時代初期から江戸時代までの同図の様式の展開を示し、着賛から大徳寺と関連する「靈照女図」を11点確認し、通女と大徳寺とのかかわりについて検討を行った。

第4章「伝通女筆 金戒光明寺本《豊臣秀吉像》について」では、金戒光明寺本の図様、像容などを示し、秀吉が唐冠、白い衣、袴を着用することや、着衣に狩野派の表現(肥瘦線、打ち込み)がないことなどを併せ考え、慶長4年4月18日制作、西笑承兌賛《豊国明神像》(サンフランシスコ・アジア美術館蔵、旧牟田口家本)を典拠とした作例であると見なし、比較検討を行った。また、通女筆の他の作例と金戒光明寺本の共通点や、金戒光明寺本の細部の描かれ方について指摘し、金戒光明寺本が通女筆と判断された。さらに、他の作例とは異なる金戒光明寺本に見られる図様の特徴から、金戒光明寺本の持つ意味について考察を行った。

第5章「伝通女筆 大養寺本《徳川家康像》について」では、大養寺本は慶長18年(1613、通女は47歳前後)、徳川家康(1542 - 1616)が72歳の折に通女により描かれたとされてきたが、これまで詳しく調査が行われてこなかった。そのため著者は、まず、大養寺について記される、寺社奉行の命により編纂された『江戸・武蔵寺院由緒記』(元禄9年(1696))などから、大養寺の開基、開山や徳川家との関係など、由緒について述べ、大養寺本の表具及び像容、図様などを検討して、家康と縁の深い僧である、観智国師による着賛であるとし、本図が通女筆であるものと結論し、徳川家の御用絵師・狩野探幽(1602 - 1674)筆の可能性のある《東照宮御影 元日拝礼》(徳川記念財団蔵、江戸時代(17世紀)制作)を挙げ、図様が酷似することから大養寺本を直接の模本としたと推論した。

審査の結果の要旨

近世の女性画家への興味は近年になって注目され、先行する著述には、安村敏信編『江戸の閨秀画家』板橋区立美術館1991年、パトリシア・フィスター『近世の女性画家たち－美術とジェンダー－』思文閣出版1994年の二著を挙げるができる。両者は近世における女性画家を網羅的に取り上げ、それまで、あらためて捉えて来なかった女性画家の動向に言及し、封建的な近世における女性の用いられ方を知る上での新たな提案として意義深いものと言えよう。しかしながら小野通女に関しては従来の伝歴を超える見解が示されたわけではなく、その画業の一面を絵画資料から知る紹介書という性格であったのは近世女性画家研究の端緒を拓く上でいたしかたないものであろう。

小野通女に関する伝歴は近世初頭に活躍し、琴や書道に秀で、「浄瑠璃姫物語」の作者とも伝えられ、それを実証する論考はこれまで十分に行われてきたわけではなかった。近年になって真田淑子氏が「真田勘解由家文書」の分析を行い、それを『小野お通』（風景社1990年）に纏め、あらためて通女（お通）の实在が確認され、また従来の伝歴についての誤謬も改められた。本研究の著者は通女の伝歴の多くを同書に依拠しつつ、これまでに描かれたとされる通女筆を伝える絵画資料の悉皆調査を行い、本論文を上梓するに至ったのである。

絵画資料から明らかなのは「人麿図」、「天神図」などの戯画に近い文字絵、仏教への帰依・信仰を象徴的に扱う「靈照女図」、さらに「豊臣秀吉像」、「徳川家康像」など、一人の女性が多様な表現で描いている点であろう。著者は狩野派や土佐派など、男子系図による伝統画様式の継承と相違した、通女の自在な絵画表現に注目し、彼女の作品と有機的に結びつく人物、言い換えるならば作品を媒介とした交流について詳細に検討をおこなった。

とくに大養寺本「徳川家康像」の解釈はこれまで等閑視されてきた伝来品を実証的に検討し、従来は像主である家康が没してのちに描かれたとされてきた狩野探幽筆「徳川家康像」、「東照大権現像」等の粉本であったと想定したことは、美術史研究において優れた新知見と認めてよいであろう。

これまで小野通女を画家として総合的にとらえてきた論稿はなく、近世の女性登用の範例研究としても有意義であろう。人文諸学を渉猟し引用して体系的にとらえ、知られる限りの全画像を取り上げ、詳細に分析する研究姿勢はきわめて実証的で、学術的、資料的価値の高いものと評価したい。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。